

板橋区立保育所延長保育実施要綱

昭和59年12月 4 日 区長決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立保育所条例（昭和36年4月1日東京都板橋区条例第15号）第11条に基づき、板橋区立保育所（以下「区立保育所」という。）における延長保育を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(延長保育の対象)

第2条 この要綱に定める延長保育の対象は、東京都板橋区立保育所条例第2条第2項に規定する認定子どものうち、保育必要量が保育標準時間を超えて恒常的に延長保育を必要とする子どもをいう。なお、保育短時間の認定子どもの延長保育については、別に定める。

(延長保育所の決定)

第3条 削除

(延長保育所の解除)

第4条 削除

(保育時間)

第5条 削除

(定員の決定等)

第6条 対象となる子どもの受入れ定員（以下「定員」という。）は、別表1とする。

2 区長は、地域の需要等を考慮のうえ、必要と認めたときは延長保育所の定員を変更することができる。

(保育方法等)

第7条 延長保育の保育方法は、各区立保育所で定めることとする。また、夕食に影響を与えない程度の間食を給するものとする。

(職員の配置)

第8条 延長保育所には、この事業を実施するために、別表2に規定する職員を配置する。また、1歳未満児の延長保育の職員配置基準については別に定める。

(延長保育の申込み)

第9条 子どもの延長保育を希望する保護者は、延長保育申込書（別記第1号様式）に延長保育家庭状況届（別記第2号様式）その他必要な書類を添えて、区長に申し込むものとする。

(延長保育の承諾)

第10条 区長は、延長保育申込書を受理したときは、当該申込みに係る認定子どもの保育必要量及び延長保育の可否を調査する。

2 区長は、板橋区保育の利用要綱（昭和56年12月25日区長決定。以下「通常保育要綱」という。）第2条の規定により設置された保育所等入所選考会議において、別表3に定める延長保育実施基準表に基づいて延長保育実施の承諾の可否を決定する。

3 区長は、延長保育を承諾したときは、延長保育承諾通知書（別記第3号様式）により通知する。

(延長保育の不承諾)

第 11 条 区長は、延長保育申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、申込みを不承諾とし、延長保育不承諾通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

- (1) 第 2 条に規定する延長保育の要件に該当しないとき。
- (2) 延長保育の要件に該当するが、欠員がないとき。
- (3) 延長保育申込み、届出等に虚偽があることが判明したとき。

2 前項第 2 号に該当することを理由として延長保育を不承諾としたときは、区長は、申込者が延長保育を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して 6 か月の間（6 か月が経過するまでの間に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度末日までの間）を限度として当該申込みを有効なものとして取り扱うことができる。

(延長保育申込の取下及び辞退)

第 12 条 申込者は、延長保育承諾決定前に延長保育を必要としなくなったときは、すみやかに延長保育申込取下届（別記第 5 号様式）により届け出るものとする。

2 申込者は、延長保育承諾決定後に延長保育を必要としなくなったときは、すみやかに延長保育辞退届（別記第 6 号様式）により届け出るものとする。

(延長保育実施の解除)

第 13 条 区長は、延長保育の承諾決定をした子どもが、次の各号のいずれかに該当するときは、延長保育の実施を解除し、延長保育実施解除通知書（別記第 7 号様式）により通知する。

- (1) 延長保育を必要とする理由が消滅したとき。
- (2) 保護者から延長保育を必要としない旨の届出があったとき。
- (3) 転居その他の事由により保育の利用ができなくなったとき。

(延長保育実施の停止)

第 14 条 区長は、延長保育実施停止申請書（別記第 8 号様式）を受理したときは、通常保育要綱第 9 条に定めるところに準じて行う。

(延長保育のスポット利用)

第 15 条 区長は、保育の利用を承諾された者（第 10 条の規定により延長保育の実施を承諾された者及び満 1 歳未満の者を除く。）のうちスポットで延長保育を必要と認められる者に対し、延長保育の実施をすることができる。

2 子どもの延長保育をスポットで希望する保護者は、保育業務支援システムにおけるアプリケーション（以下「アプリ」という。）上で、利用日・連絡事項等の必要事項を入力（登録）するものとする。ただし、急を要する場合等においては、この限りではない。

3 区長は、前項の申し込みがあったときは、受入れ可能な人員の範囲以内で先着順により延長保育の承諾をする。この場合において、アプリ上で入力（登録）した申込者及び口頭その他の方法により申込者に対して、利用が可能である旨の通知ができる場合は、承諾通知書の交付を省略することができる。

(延長保育費用の徴収)

第 16 条 区長は、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）第 5 条に定めるところにより、延長保育費用の額を決定し、徴収する。この場合において、延長保育スポット利用者の延長保育費用については日額の延長保育費用の額に利用日数を乗じた額を徴収するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施に関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、延長保育の申込みについては、通常保育要綱に準ずるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 4 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は平成 11 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の別記第 1 号様式、別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後の入所に係る延長保育の実施に適用し、同日前の延長保育の実施については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、板橋区保育所延長保育実施事務要綱（昭和 60 年 1 月 26 日区長決定）に基づいて作製された様式の使用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 板橋区立保育所延長保育事業実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日区長決定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区立保育所延長保育実施要綱別表 1、別表 3、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後の入所に係る延長保育の実施に適用し、同日前の延長保育の実施については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区立保育所延長保育実施要綱に基づいて作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 23 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の別表3の改正規定は、平成25年4月1日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の板橋区立保育所延長保育実施要綱に基づいて作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を実施するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する費用の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の別表3の改正規定は、平成27年4月1日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の別表3の改正規定は、平成30年4月1日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為、延長保育の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

板 橋 区 立 保 育 所 延 長 保 育 実 施 園

延 長 保 育 所	定 員
赤 塚 保 育 園	2 0 名
大 谷 口 保 育 園	2 0 名
小 桜 保 育 園	2 0 名
と き わ 台 保 育 園	2 0 名
中 板 橋 保 育 園	2 0 名
蓮 根 保 育 園	2 0 名
あ さ ひ が 丘 保 育 園	2 0 名
東 新 保 育 園	2 0 名
若 木 保 育 園	2 0 名
南 前 野 保 育 園	2 0 名
紅 梅 保 育 園	2 0 名
高島平すみれ 保 育 園	2 0 名
高島平けやき 保 育 園	2 0 名
高島平つばみ 保 育 園	2 0 名
高島平もみじ 保 育 園	2 0 名
高島平さつき 保 育 園	2 0 名
高島平あやめ 保 育 園	2 0 名
か な い く ぼ 保 育 園	2 0 名
赤 塚 新 町 保 育 園	2 0 名
高島平くるみ 保 育 園	2 0 名
向 原 保 育 園	2 0 名
相 生 保 育 園	2 0 名
坂 下 三 丁 目 保 育 園	2 0 名
上 板 橋 保 育 園	2 0 名
緑 が 丘 保 育 園	2 0 名
西 前 野 保 育 園	2 0 名
さ か う え 保 育 園	2 0 名
ゆ り の 木 保 育 園	2 0 名

別表 2（第 8 条関係）

対 象 定 員	配 置 基 準
6 人 ～ 14 人	会計年度任用職員（2 時間） 2 人以上
15 人 ～ 20 人	正規保育士 1 人 会計年度任用職員（2 時間） 1 人以上
	対象児童が 15 人以上で、0，1，2 歳児クラスで合計が 8 人以上になった場合に、正規保育士を 1 人増配置することができる。
21 人以上	必要に応じた人員配置を行う。

別表 3（第 10 条関係）

延長保育実施基準表

保護者の状況（同居の親族その他の者が児童を保育することができない場合）			指数
類 型		細 目	
就 労	延長保育時間帯に 月平均１５日以上 の就労を常態とし ている場合	午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分以上の場合	１０
		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分未満の場合	９
	延長保育時間帯に 月平均１０日以上 の就労を常態とし ている場合	午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分以上の場合	８
		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分未満の場合	７
入院（入院内定者を含む）		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする場合	１０
病院・施設 付き添い	延長保育時間帯に 月平均１０日以上 の付添いを常態と している場合	午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分以上の場合	８
		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分未満の場合	７
災 害		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする場合	１０
就学・技能 習得	延長保育時間帯に 月平均１５日以上 の就学・技能習得 を常態としている 場合	午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分以上の場合	１０
		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分未満の場合	９
	延長保育時間帯に 月平均１０日以上 の就学・技能取得 を常態としている 場合	午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分以上の場合	８
		午後６時１５分以降、延長保育を必要とする時間 が、３０分未満の場合	７
特 例		区長が特に必要と認めた場合	10～7

延長保育実施基準（調整指数）

調 整 指 数		
番号	条 件	指数
1	ひとり親世帯又は両親不存在世帯の場合	3
2	生活保護世帯の場合	2
3	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にある場合	－ 1
4	板橋区外在住者（転入予定者を除く）で、保護者の勤務地が区内にない場合	－ 2
5	きょうだいが在園児又は卒園児（以下「在園児等」という。）であって、当該在園児等に係る保育料または延長保育料のいずれかが入所申込締切日において正当な理由なく 3 か月分以上滞納されている場合	－ 3

備 考

- 1 以下のものについては、延長保育の対象としてなじまないため除外する。
 - (1) 延長保育実施基準表の類型で指定する最低日数（10日）未満の場合
 - (2) 妊娠・出産（入院を伴う場合は、入院で取り扱う。）
 - (3) 居宅内療養・心身障がい（心身障がい入院を伴う場合は、入院で取り扱う。）
 - (4) 介護の自宅付き添い
 - (5) 求 職
- 2 指数の算定については、上記の基準表に定める指数を基準に調整指数を加えたものとし、保護者のうち、どちらか低い方の指数を世帯の指数とする。なお、指数が同位のときは次の順により決定する。
 - (1) 板橋区在住の者（入所月初日までの転入者を含む。）
 - (2) ひとり親世帯
 - (3) 延長保育の実施基準が高い者
 - (4) 保育料または延長保育料の滞納がない者
 - (5) 園に迎えに来られる時間の遅い順
 - (6) 兄弟姉妹がすでに延長保育を実施（内定を含む。）している者
 - (7) 同居祖父母（65歳以上または就労・傷病・心身障がいのある者を除く。）のいない者
別世帯を含む
 - (8) 外勤（居宅外自営を含む）・居宅内労働（内職を除く。）・就学・その他の順
 - (9) 延長保育の利用にあたり、家庭状況に特別な理由のある者
- 3 延長保育の実施にあたっては、世帯指数の高い者から順次承諾するものとする。
- 4 居宅内療養・心身障がいについては、その期間児童を保護する者の状況で判断する。
- 5 同居の親族で調整がつく場合には対象としない。
- 6 保育の実施基準における調整指数は考慮しない。
- 7 自営業についても勤務証明書の提出を求め、実態把握を行う。
- 8 通勤時間についても、延長保育を必要とする時間として扱う。
- 9 加算の調整指数は、区外に在住する世帯（転入予定者を除く。）に適用しない。

延長保育申込書

年 月 日

（宛先）板橋区長

下記の児童の延長保育を申込みます。

（ふりがな）

（保護者氏名）

（住所）

（電話）

	ふりがな 児 童 名	生年月日	年齢	入所中又は入所希望中の 保育園名
1				
2				
延長保育開始希望年月日		年 月から		
延長保育を必要とする理由				

【重要事項確認】 ※ 必ずお読みください。延長保育申込について特に重要な事項です。		理解できた
理解できた「□」に「✓」でチェックの上、署名欄にご署名をお願いいたします。		
①	新規に保育所入所申込をしている場合は、保育所申込書に記載してある延長保育を実施している区立保育園のみを、延長保育希望園として選考いたします。また、保育所に在園中、又は転園を希望している場合は、在園（転園）先を希望園として選考いたします。	☐
②	延長保育の月極め利用は、延長保育利用の開始月の初日時点の年齢が満1歳に達している児童が対象です。申込書に記載された希望月の初日時点で満1歳に達していない場合は、直近の対象となる月から延長保育の選考をいたします。	☐
③	就労証明書の就労時間（※時間外勤務含む）と延長保育家庭状況届に記載された通勤時間により、お迎えが月10日以上18時15分を過ぎることが確認できない場合は、延長保育は対象外となり、お申込みをされても不承諾となります。※時間外勤務によりお迎えに間に合わない方については、就労証明書の「14 備考欄」に「直近3か月の残業日数・時間」の記載が必要となります。	☐
④	延長保育を月極で利用される方は、利用日数にかかわらず、月4000円かかります。	☐

上記事項につき確認しました。

年 月 日

保護者氏名

世帯・児童コード

延長保育家庭狀況届

		保護者 1		保護者 2	
勤 務 先	名 称				
	所在地				
交通手段 ※使用する手段すべてに ○をつけて下さい		電車 ・ バス ・ 自転車 ・ 徒歩 その他 ()		電車 ・ バス ・ 自転車 ・ 徒歩 その他 ()	
通 勤 経 路 ※勤務先から第 1 希望保育園 までの経路を記入してくださ い。公共交通機関（電車・ バス）を利用する場合は、路線 をご記入ください。		勤務先 →	所要時間	勤務先 →	所要時間
		路線 ()	分	路線 ()	分
		→	所要時間	→	所要時間
		路線 ()	分	路線 ()	分
		→	所要時間	→	所要時間
		路線 ()	分	路線 ()	分
		→ 保育園	所要時間	→ 保育園	所要時間
		路線 ()	分	路線 ()	分
通 勤 時 間。		片 道 分		片 道 分	

事務処理欄 (以下は記入しないでください。)

正規勤務時間	： ～ ：	： ～ ：
時間外勤務時間平均	(時間) ÷ 日 = (分)	(時間) ÷ 日 = (分)
通勤時間	(分)	(分)
お迎え時間	時 分	時 分

延長保育承諾通知書

様

板橋区長

次の児童の延長保育について、下記の通り承諾する旨通知します。
記

児 童 名		生 年 月 日	
施 設 名		決 定 年 月 日	
保 育 料			
内 容		階 層	
実 施 期 間			
備 考			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

年 月 日

延長保育不承諾通知書

様

板橋区長

申込みを受けた延長保育について、利用を希望した月に実施することはできませんでしたので通知します。ただし、下記の申込みの期限までは選考の対象となります。

記

児 童 名		生 年 月 日	
施 設 名		決 定 年 月 日	
内 容		申 込 の 有 効 期 限	
理 由			
備 考			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延長保育申込取下届

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

住 所 丁 目 番 号
方

申込者
(保護者) 氏 名 _____

申込児童名
[

]

の延長保育申込みは、下記の理由により取り下げます。

記

取下げ理由（該当するものに○をつけてください。）

ア．家庭で保育できるようになった。

イ．区内転居のため。 [新住所：板橋区 丁目 番 号] ウ．

区外転居のため。 [新住所：] エ．その他

(具体的に)

.....

.....

.....

.....

公立保育園用

延長保育辞退届

年 月 日

（宛先）板橋区長

下 記 の 児 童 の 延 長 保 育 を 辞 退 し ま す 。

住所 板橋区 丁目 番 号
電話 ()
(ふりがな)
保護者氏名

辞退日	年 月 月末で辞退			
(ふりがな)	性別	生年月日	年齢	在園中の保育園名
児童名				
	男 ・ 女	年 月 日	歳	保育園
	男 ・ 女	年 月 日	歳	保育園

◎延長保育を辞退する理由（○を付けてください。）

① 引っ越しにより、延長保育が不要になったため。

② 勤務時間変更(転職)により、延長保育が不要になったため。

③ その他 ()

※辞退する月の末日までにご提出ください。

保育サービス課入園相談係
TEL:03-3579-2452

第 号
年 月 日

延長保育実施解除通知書

様

板橋区長

延長保育の実施を解除しましたので、通知します。

記

児 童 名		生 年 月 日	年 月 日
保育所名	保 育 園	決定年月日	年 月 日
内 容		解除年月日	年 月 日
解除理由			
備 考			

延長保育実施停止申請書

(宛先)板橋区長

年 月 日

申 込 者 住 所
(保護者)

電 話

氏 名

つぎのとおり延長保育の実施を停止していただきたく申請します。

保 育 所 名	保 育 園
児 童 名	年 月 日生 (歳)
停 止 月 日	年 月 日から 月 日まで

理 由	
--------	--

停止扱いとされる場合について

停止については、延長保育が必要な状態が継続しているにもかかわらず、その児童の傷病等の理由で一時的に通所できなくなった場合に限ります。

停止は一時的（2 か月以内）な扱いです。これを超える場合は、延長保育実施の解の傷病等の理由で一時的に通所できなくなった場合に限ります。

停止は一時的（2 か月以内）な扱いです。これを超える場合は、延長保育実施の解除扱いとさせていただきます。上記のほかは欠席扱いとなりますので保育料は納めていただきます。